

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号
氏 名 野村興産株式会社
代表取締役 藤原 悌

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直 道

許可の年月日
許可の有効年月日令和2年(2020年)10月24日
令和9年(2027年)7月13日

1 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(別紙のとおり。)
積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類	保管場所
設置場所	北海道北見市留辺蘂町富士見217番1
面積	24.57㎡
種類	廃酸(pH 2.0以下のもの。)、廃プラスチック類、金属くずの混合物(廃バッテリー。)
保管上限	24.57㎡

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成6年(1994年)	7月15日	変更許可(積替保管の追加。)
平成7年(1995年)	5月22日	変更許可(廃油(ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、廃酸、廃アルカリ、汚泥(以上3種類はジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、鉍さい、ばいじん、燃え殻(以上3種類はセレン又はその化合物を含むもの。))の追加。)
平成10年(1998年)	7月14日	許可の更新
平成15年(2003年)	7月14日	許可の更新
平成20年(2008年)	11月4日	許可の更新
平成25年(2013年)	8月8日	許可の更新
平成28年(2016年)	4月1日	変更許可(廃水銀等の追加。)
令和2年(2020年)	10月24日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有・☒無

市名*****

許可番号*****

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒有・無



(オホーツク総合振興局)

別記様式26別紙

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00160004746号
許可業者の名称 野村興産株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石棉等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
含有等する有害物質の種類													
石棉													
アルキル水銀化合物				○		○		○			○	○	○
水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)				○		○		○			○	○	○
カドミウム又はその化合物						○		○	○		○	○	○
鉛又はその化合物						○		○	○		○	○	○
有機燐化合物											○	○	○
六価クロム化合物						○		○	○		○	○	○
砒素又はその化合物						○		○	○		○	○	○
シアン化合物											○	○	○
ポリ塩化ビフェニル													
トリクロロエチレン										○	○	○	○
テトラクロロエチレン										○	○	○	○
ジクロロメタン										○	○	○	○
四塩化炭素										○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○
チウラム											○	○	○
シマジン											○	○	○
チオベンカルブ											○	○	○
ベンゼン										○	○	○	○
セレン又はその化合物						○		○	○		○	○	○
1,4-ジオキサン													
ダイオキシン類													

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。
(その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。)

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26と割印を押印すること。

(オホーツク総合振興局)

